

福祉用具購入費の支給について

対象者・支給額

- ・ 要介護・支援認定で要介護または要支援と認定された者
- ・ 支給限度基準額は10万円で、購入費用の9割（9万円限度）を支給します。
- ・ 毎年度4月1日から3月31日までに購入した分について支給します。
- ・ 過去に購入したことがある用具については、対象とならないことがあります。

申請に必要な書類

- ・ 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費申請書（様式1）
- ・ 請求書（大磯町様式）※請求金額欄は購入費用の9割分になります。保険者で計算・記入しますので記載しないでください。
- ・ 福祉用具が必要な理由書（様式2）※ケアマネジャーが事前に記載すること
- ・ 福祉用具購入に要した費用にかかる領収書
- ・ 購入した用具のパフレット等

特定福祉用具の種類

- ・ 腰掛便座
- ・ 特殊尿器（ポータブルトイレ）
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 入浴補助用具（入浴いす、浴槽手すり、浴槽内いす、入浴台、浴槽（室）内すのこ）
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具部分

参考

福祉用具の貸与について

介護サービス計画を作成し、貸与に要する費用の1割を自己負担とします。

福祉用具の種類

- ① 車いす（付属品・クッション、パット、電動補助装置、テーブル、ブレーキ）
- ② 特殊寝台（付属品・サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル）
- ③ 床ずれ防止用具
- ④ 体位変換器
- ⑤ 認知症老人徘徊感知器
- ⑥ 移動用リフト
- ⑦ 自動排せつ処理装置
- ⑧ 手すり
- ⑨ スロープ
- ⑩ 歩行器
- ⑪ 歩行補助つえ

要支援1・2、要介護1の方については①～⑦は特別な事情がない限り貸与することはできません。⑦は要介護4・5の方のみ利用できます。詳細は担当のケアマネジャーにご相談ください。